

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 68 号	平成29年度盛岡市一般会計補正予算 (第 2 号) ……………	1
議案第 69 号	平成29年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	6
議案第 70 号	盛岡市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例について……………	9
議案第 71 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について……………	11
議案第 72 号	盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改 正する条例について……………	13
議案第 73 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……………	15
議案第 74 号	損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについ て……………	16
議案第 75 号	財産の取得について……………	17
議案第 76 号	市道の路線の認定について……………	19
議案第 77 号	平成28年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について……………	20
議案第 78 号	平成28年度盛岡市下水道事業未処分利益剰余金の処分について……………	21
議案第 79 号	盛岡市固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	別紙
議案第 80 号	盛岡市公平委員会の委員の選任について……………	別紙
議案第 81 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	別紙
認定第 1 号	平成28年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について……………	22
認定第 2 号	平成28年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について……………	23
認定第 3 号	平成28年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について……………	24
認定第 4 号	平成28年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算 について……………	25
認定第 5 号	平成28年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について……………	26
認定第 6 号	平成28年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について……………	27
認定第 7 号	平成28年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について……………	28
認定第 8 号	平成28年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について……………	29
認定第 9 号	平成28年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について……………	30
認定第 10 号	平成28年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について……………	31
認定第 11 号	平成28年度盛岡市東中野, 東安庭, 門財産区特別会計歳入歳出決算につい て……………	32
認定第 12 号	平成28年度盛岡市水道事業会計決算について……………	33
認定第 13 号	平成28年度盛岡市下水道事業会計決算について……………	34

議案第 68 号

平成29年度盛岡市一般会計補正予算（第2号）

平成29年度盛岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,220千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 107,847,066千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		千円 1,535,649	千円 △45,000	千円 1,490,649
	1 負担金	1,535,649	△45,000	1,490,649
15 国庫支出金		19,589,695	△877,812	18,711,883
	2 国庫補助金	4,370,917	△877,812	3,493,105
16 県支出金		6,869,228	66,530	6,935,758
	2 県補助金	1,766,863	66,530	1,833,393
17 財産収入		568,112	108,591	676,703
	2 財産売却収入	406,295	108,591	514,886
20 繰越金		1	1,102,611	1,102,612
	1 繰越金	1	1,102,611	1,102,612
22 市債		10,559,977	△258,700	10,301,277
	1 市債	10,559,977	△258,700	10,301,277
歳入合計		107,750,846	96,220	107,847,066

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		10,143,876	1,062,293	11,206,169
	1 総務管理費	8,308,446	1,062,293	9,370,739
3 民生費		44,159,973	84,176	44,244,149
	1 社会福祉費	17,761,595	5,022	17,766,617
	2 児童福祉費	18,314,376	79,154	18,393,530
4 衛生費		8,237,995	11,109	8,249,104
	1 保健衛生費	2,100,421	7,200	2,107,621
	2 清掃費	4,026,906	3,909	4,030,815
6 農林費		2,649,350	32,853	2,682,203
	1 農業費	2,323,864	32,853	2,356,717
7 商工費		1,213,984	5,800	1,219,784
	1 商工費	1,213,984	5,800	1,219,784
8 土木費		16,088,165	△1,108,922	14,979,243
	2 道路橋りよう費	4,637,474	△349,675	4,287,799
	4 都市計画費	9,071,216	△583,437	8,487,779
	5 住宅費	1,574,155	△175,810	1,398,345
10 教育費		7,695,465	8,911	7,704,376
	2 小学校費	1,948,610	3,663	1,952,273
	3 中学校費	1,231,756	5,248	1,237,004

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	千円	千円	千円
		107,750,846	96,220	107,847,066

第 2 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
地方道路等整備事業債	2,302,700	2,188,600	借入先 財務省, 銀行及びその他 借入方法 証書借 入又は証券発行 借入時期 平成29 年度 ただし, 財政 の都合等により 起債金額の全部 又は一部を翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他 借入先の融資条件 による。 ただし, 財政又 は借入先の都合並 びに金融の状態に より繰り上げ償還 し, 又は償還年限 を短縮し若しくは 低利に借換えする ことができる。
道路整備事業債	210,300	152,000			
道路長寿命化改修事業債	0	47,600			
公園整備事業債	421,800	287,900			
計	10,559,977	10,301,277			

議案第 69 号

平成29年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）

平成29年度盛岡市の国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 395,478千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,961,965千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰越金		千円 2	千円 395,478	千円 395,480
	1 繰越金	2	395,478	395,480
歳入合計		31,566,487	395,478	31,961,965

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 基金積立金		千円 53	千円 297,438	千円 297,491
	1 基金積立金	53	297,438	297,491
10 諸支出金		27,461	98,040	125,501
	1 償還金及び還付加算金	27,461	98,040	125,501
歳 出 合 計		31,566,487	395,478	31,961,965

議案第 70 号

盛岡市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例について
盛岡市立幼稚園保育料等条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例

盛岡市立幼稚園保育料等条例（昭和46年条例第49号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

盛岡市立幼稚園保育料条例

第 1 条中「（以下「幼稚園」という。）」及び「及び入園料（以下「保育料等」という。）」を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の定めるところによる。

2 この条例において「保育料」とは、盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年条例第35号）第13条第1項の規定により、盛岡市立幼稚園が特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を提供した場合に支給認定保護者から支払を受ける利用者負担額をいう。

（保育料）

第 3 条 保育料の額は、月額 1 万 9,000 円を超えないものとし、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第3号の規定による政令で定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。

2 支給認定保護者は、毎月末日（その日が盛岡市の休日に関する条例（平成元年条例第37号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）までにその月分の保育料を納付しなければならない。ただし、当該年度内の保育料を前納することを妨げない。

第 4 条を削る。

第 5 条の見出し中「保育料等」を「保育料」に改め、同条中「経済的事情により特に必要」を「公益上その他特別の理由」に、「者に対しては、保育料等」を「ときは、規則で定めるところにより、保育料」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条の見出しを「（保育料の不還付）」に改め、同条中「保育料等は」を「保育料は」に改め、同条ただし書中「第 3 条第 1 項ただし書」を「第 3 条第 2 項ただし書」に、「前納した保育料及び」

を「保育料が前納された場合、」に、「より減免された保育料等」を「基づき保育料を減免した場合その他特別の理由があると市長が認めた場合」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市立幼稚園保育料条例の規定は、この条例の施行の日以後に盛岡市立幼稚園に入園を許可された者のうち平成27年4月2日以後に生まれたものについて適用し、この条例の施行の日において盛岡市立幼稚園に在園する者及び同日以後に盛岡市立幼稚園に入園を許可された者のうち同月2日前に生まれたものについては、なお従前の例による。この場合において、改正前の盛岡市立幼稚園保育料等条例第3条第1項中「15日」とあるのは「末日」と、「土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」とあるのは「盛岡市の休日に関する条例（平成元年条例第37号）第1条第1項に規定する市の休日」と、「祝日法による休日」とあるのは「市の休日」と、「土曜日、日曜日又は祝日法による休日」とあるのは「市の休日」とする。
- 3 盛岡市収入証紙条例（昭和39年条例第22号）の一部を次のように改正する。
別表第9号を削る。
- 4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の盛岡市立幼稚園保育料等条例第2条第2号に規定する入園料の徴収については、前項の規定による改正後の盛岡市収入証紙条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

盛岡市立幼稚園の入園料を廃止し、保育料の額を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 71 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第 112号）第25条第1項の規定に基づき指定登録機関に同項に規定する登録事務を行わせる場合にあっては、同法第37条第1項及び第2項の規定に基づき別表65の11の項及び65の11の2の項に規定する手数料を当該指定登録機関の収入として徴収させることができる。

別表65の11の項を次のように改める。

65の11 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料	次に掲げる申請に係る戸数（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第9条第1項第3号に掲げる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数をいう。65の11の2の項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 1戸 7,000円 (2) 2戸以上4戸以下 8,000円 (3) 5戸以上9戸以下 1万円 (4) 10戸以上19戸以下 1万1,000円 (5) 20戸以上29戸以下 1万2,000円 (6) 30戸以上49戸以下 1万3,000円
--	---------------------------	--

	(7) 50戸以上99戸以下 1万 5,000円
	(8) 100戸以上 1万9,000 円

別表65の11の項の次に次のように加える。

<p>65の11の2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第12条第1項の規定に基づき届け出た住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録事項の変更（戸数を追加する場合に限る。）に対する審査</p>	<p>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更審査手数料</p>	<p>次に掲げる追加する戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 1戸以上4戸以下 2,000円</p> <p>(2) 5戸以上9戸以下 4,000円</p> <p>(3) 10戸以上29戸以下 6,000円</p> <p>(4) 30戸以上49戸以下 7,000円</p> <p>(5) 50戸以上99戸以下 9,000円</p> <p>(6) 100戸以上 1万3,000 円</p>
--	--------------------------------------	--

附 則

- この条例は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 盛岡市収入証紙条例（昭和39年条例第22号）の一部を次のように改正する。
別表第1号中「64の項」の次に「、65の11の項及び65の11の2の項」を加える。

提案理由

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）の改正に伴い、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料及び住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更審査手数料を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 72 号

盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例
について

盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成26年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の15第1項の研修を修了した者」を「法第7条第5項に規定する介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したものの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下「修了日」という。）から起算して5年を経過した者）にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとの日までに、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）については、改正後の盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者）にあつては、平成32年3月31日）までに初回更新研修（当該平成26年度以前修了者が受ける主任介護支援専門員更新研修（同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のをいう。以下同じ。）を修了した場合には、新条例第2条第1項第3号に規定する修了日から当該初回更新研修を修了した日までの間における当該修了日から起算して5年を経過するごとの日までに主任介護支援専門員更新研修を修了した者とみなす。
- 3 前項の規定により当該修了日から起算して5年を経過するごとの日までに主任介護支援専門員更新研修を修了した者とみなされた平成26年度以前修了者について、初回更新研修を修了した日以後において新条例第2条第1項第3号の規定を適用する場合には、同号中「当該主任介護支援専門員研修」とあるのは「当該介護支援専門員が受ける同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修」とする。

員更新研修のうち最初のもの」とする。

- 4 前項の規定は、当該平成26年度以前修了者が、初回更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとの日までに主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第2条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

提案理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正に伴い、主任介護支援専門員が備えるべき要件を改めようとするものである。

議案第 73 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

- (1) 住所 盛岡市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- (2) 住所 盛岡市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 調停申立ての趣旨

- (1) [REDACTED] に対し、市営 [REDACTED] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (2) [REDACTED] に対し、市営 [REDACTED] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅等の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、市営住宅等の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 74 号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定める。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 和解及び損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 和解の内容

損害賠償の額を 3 のとおり定め、当事者は、この他に債権債務がないことを確認した。

- 3 損害賠償の額 金 1,143,245円也

4 損害賠償の原因

平成29年 5 月 8 日、盛岡市上堂四丁目地内において、道路上の街路樹が強風で倒れ、市道上堂二丁目青山四丁目線で信号待ちをしていた車両を損傷したことによる。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 75 号

財産の取得について

次のとおり土地を取得するものとする。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する土地

土地の所在地	種 別	数 量	予 定 価 格
盛岡市向中野字幅14番外35筆	田	16,771.85㎡	191,146,940円
盛岡市向中野字幅41番3外3筆	畑	2,690.61㎡	30,900,298円

2 取得の方法 買入れ

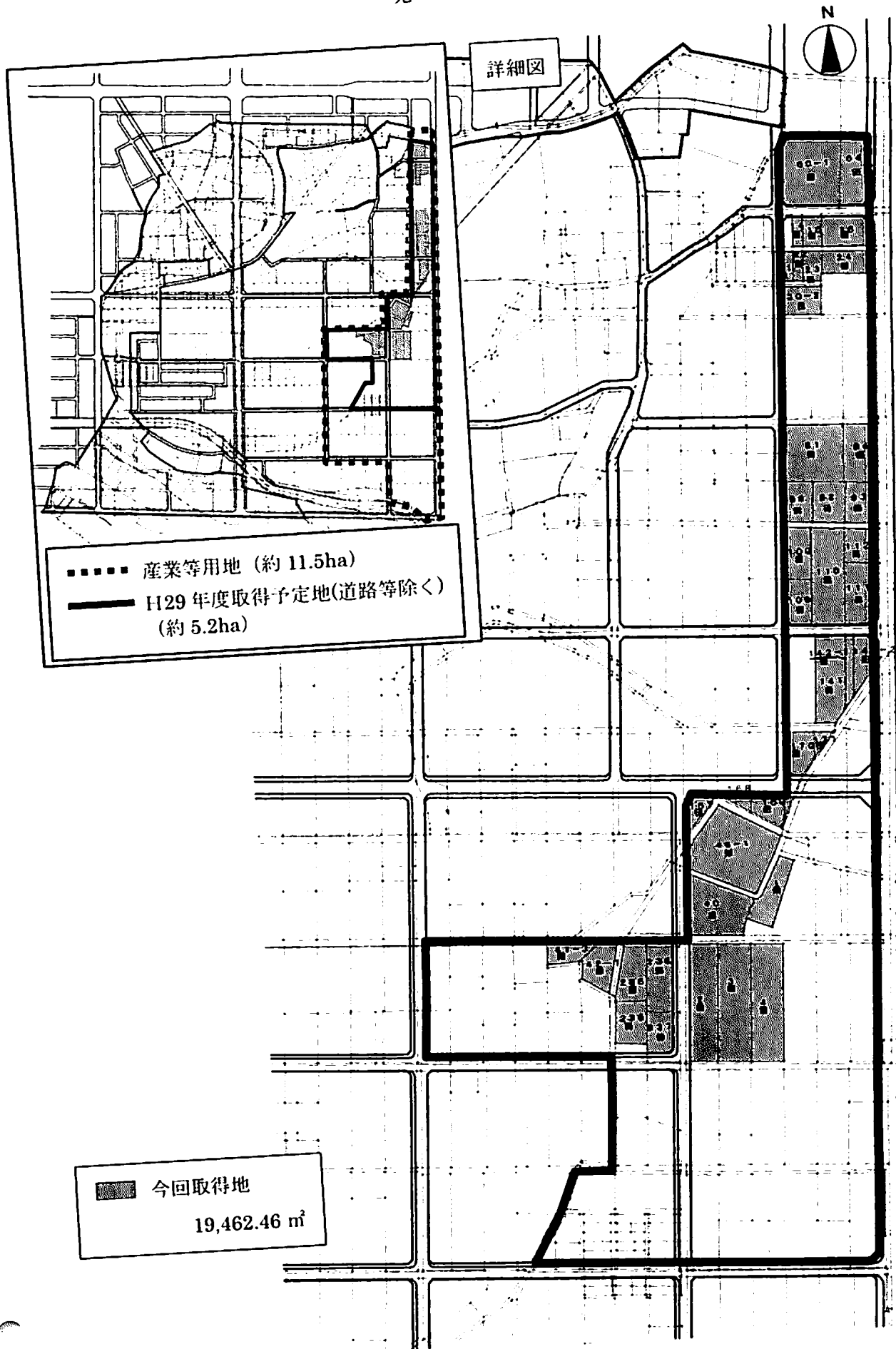
3 取得の相手方

4 見 取 図 別添による。

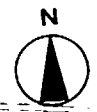
提案理由

公共用地とするため地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

見 取 図



詳細図



..... 産業等用地 (約 11.5ha)
—— H29 年度取得予定地(道路等除く)
(約 5.2ha)

■ 今回取得地
19,462.46 m²

議案第 76 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定するものとする。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
C a 837	向中野 261号線	向中野字道明 130番 119地先	向中野字道明 130番92地先
C a 838	向中野 262号線	向中野字道明 130番 109地先	向中野字道明 130番 108地先
C a 839	向中野 263号線	向中野字道明 130番 129地先	向中野字道明 130番 108地先
C a 840	向中野歩行者専用道21号線	向中野字東道明55番15地先	向中野字東道明55番18地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 77 号

平成28年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について

平成28年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金 3,142,647,213円について、減債積立金に1,332,523,815円を、建設改良積立金に522,026,358円をそれぞれ積立て、資本金に1,288,097,040円を組入れるものとする。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 78 号

平成28年度盛岡市下水道事業未処分利益剰余金の処分について

平成28年度盛岡市下水道事業未処分利益剰余金 568,975,476円を減債積立金に積立てるものとする。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

認定第 1 号

平成28年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について

平成28年度盛岡市一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成28年度盛岡市一般会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成28年度盛岡市一般会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 2 号

平成28年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について

平成28年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成28年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成28年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 3 号

平成28年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について

平成28年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成28年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成28年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 4 号

平成28年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算について

平成28年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成28年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成28年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 5 号

平成28年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について

平成28年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成28年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成28年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 6 号

平成28年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について

平成28年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成28年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成28年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 7 号

平成28年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について

平成28年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成28年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成28年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 8 号

平成28年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について

平成28年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成28年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成28年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 9 号

平成28年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について

平成28年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成28年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算書 (別冊)
- 2 平成28年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書 (別冊)

認定第 10 号

平成28年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について

平成28年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成28年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成28年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 11 号

平成28年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算について

平成28年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成28年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成28年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 12 号

平成28年度盛岡市水道事業会計決算について

平成28年度盛岡市水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成28年度盛岡市水道事業会計決算書（別冊）
- 2 平成28年度盛岡市水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 13 号

平成28年度盛岡市下水道事業会計決算について

平成28年度盛岡市下水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成28年度盛岡市下水道事業会計決算書（別冊）
- 2 平成28年度盛岡市下水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 14 号

平成28年度盛岡市病院事業会計決算について

平成28年度盛岡市病院事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成28年度盛岡市病院事業会計決算書（別冊）
- 2 平成28年度盛岡市病院事業会計決算審査意見書（別冊）

議案第 79 号

盛岡市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を盛岡市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第 423条第 3 項の規定により同意を求める。

平成29年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

東海林 寛 子



議案第 80 号

盛岡市公平委員会の委員の選任について

次の者を盛岡市公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第 9条の2第2項の規定により同意を求める。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

太 田 秀 栄

議案第 81 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

平成29年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

藤 澤 昌 子

森 孝太郎

